



熊本県公報

第13479号
令和7年(2025年)
10月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○令和7年度(2025年度)予算の要領	(財政課) 1
○特定農業用ため池の指定	(農地整備課) 24
○特定農業用ため池の指定の解除	(〃) 24
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達に係る一般競争入札参加資格等	(システム改革課) 24
○熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サービスの調達に係る一般競争入札参加資格等	(〃) 25
○道路の供用開始	(道路保全課) 25
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課) 26
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	(〃) 26
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃) 27
公 告	
○農地の利用権の設定に関する裁定	(農村計画課) 27
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 28
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 28
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 28
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 28
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 28
○土地改良区の役員の選任等	(〃) 29
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 30
○熊本都市計画事業益城台地西土地区画整理事業の事業計画(第5回変更)の認可	(都市計画課) 30
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達に係る一般競争入札の実施	(システム改革課) 30
○熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サービスの調達に係る一般競争入札の実施	(〃) 34
○道路の位置の指定	(建築課) 38
○「(仮称)球磨村風力発電事業環境影響評価準備書」に係る公聴会の開催	(環境保全課) 38
登 載 依 頼	
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 43

告 示

熊本県告示第743号

令和7年度(2025年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和7年9月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和7年(2025年)10月24日

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,932,054千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 867,546,184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び金 負 担 金		4,661,014	50,000	4,711,014
	1 負 担 金	3,957,930	50,000	4,007,930
2 国庫支出金		129,655,654	430,007	130,085,661
	1 国庫補助金	78,310,334	430,007	78,740,341
3 寄 附 金		562,848	9,000	571,848
	1 寄 附 金	562,848	9,000	571,848
4 繰 入 金		59,647,279	27,750	59,675,029
	1 特 別 会 計 金 繰 入 金	214,259	12,500	226,759
	2 基金繰入金	59,433,020	15,250	59,448,270
5 繰 越 金		557,232	849,544	1,406,776
	1 繰 越 金	557,232	849,544	1,406,776
6 諸 収 入		59,016,819	56,753	59,073,572
	1 受 託 事 業 入 収	1,927,418	50,000	1,977,418
	2 雑 入	7,583,945	6,753	7,590,698

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 債		千円	千円	千円
		85,288,000	3,509,000	88,797,000
	1 県 債	85,288,000	3,509,000	88,797,000
歳 入 合 計		862,614,130	4,932,054	867,546,184

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		41,585,474	455,228	42,040,702
	1 総務管理費	16,277,474	8,646	16,286,120
	2 企 画 費	8,085,026	50,430	8,135,456
	3 徴 税 費	7,731,411	310,000	8,041,411
	4 防 災 費	3,337,930	86,152	3,424,082
2 民 生 費		112,237,424	12,104	112,249,528
	1 社会福祉費	58,923,095	12,104	58,935,199
3 衛 生 費		61,663,560	32,464	61,696,024
	1 公衆衛生費	47,043,823	11,321	47,055,144
	2 医 薬 費	1,443,360	21,143	1,464,503
4 農 水 産 業 林 費		70,085,216	132,757	70,217,973
	1 農 業 費	19,269,475	26,508	19,295,983
	2 農 地 費	25,121,767	106,249	25,228,016
5 商 工 費		61,092,384	1,000	61,093,384

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 工 鉱 業 費	9,102,773	1,000	9,103,773
6 土 本 費		97,920,729	3,956,965	101,877,694
	1 河川海岸費	30,410,179	3,409,465	33,819,644
	2 都市計画費	8,947,459	547,500	9,494,959
7 教 育 費		150,301,167	270,324	150,571,491
	1 教育総務費	35,784,895	139,169	35,924,064
	2 高等学校費	34,624,227	131,095	34,755,322
	3 社会教育費	2,520,451	60	2,520,511
8 災 害 復 旧 費		20,220,037	71,212	20,291,249
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	7,837,512	71,212	7,908,724
歳 出 合 計		862,614,130	4,932,054	867,546,184

第2表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 6,135,770
	1 農 地 費	3,592,151
	2 林 業 費	2,543,619
2 土 木 費		13,206,426
	1 道路橋りょう費	7,795,000
	2 河 川 海 岸 費	1,539,000
	3 港 湾 費	500,000
	4 都 市 計 画 費	3,372,426
3 災 害 復 旧 費		261,626
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	261,626
合 計		19,603,822

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和8年度	千円 150,000
2 美登里地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和8年度 ～令和10年度	150,000
	年次別内訳	
	令和8年度	18,000
	令和9年度	40,000
	令和10年度	92,000
3 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和8年度	100,000
4 第二清願寺地区農村地域防災減災事業 あ さ ぎ り 町	令和8年度	100,000
5 街路事業費	令和8年度 ～令和10年度	2,200,000
	年次別内訳	
	令和8年度	200,000
	令和9年度	900,000
	令和10年度	1,100,000
6 公立学校教員採用選考考査委託業務	令和8年度	16,596
7 県営農地等災害復旧事業	令和8年度	1,100,000

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和8年度	千円 641,607	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和9年度	千円 1,343,578
				年次別内訳 令和8年度 令和9年度	671,789 671,789
2 職業能力開発拠点整備 事業 熊 本 市	令和8年度	928,859	(補正前に同じ)	令和8年度	1,120,859
3 津口・芝口1期地区農業 生産基盤整備事業 八 代 市	令和8年度 ～令和9年度	780,000	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和9年度	1,110,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	630,000 150,000		年次別内訳 令和8年度 令和9年度	960,000 150,000
4 若洲地区農業生産基盤 整備事業 宇城市・氷川町	令和8年度 ～令和9年度	1,335,000	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和10年度	1,335,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	735,000 600,000		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度	500,000 500,000 335,000
5 松原地区農村地域防災 減災事業 宇 土 市	令和8年度	120,000	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和9年度	1,170,000
				年次別内訳 令和8年度 令和9年度	210,000 960,000
6 情報処理関連業務	令和8年度 ～令和12年度	1,438,153	(補正前に同じ)	令和8年度 ～令和12年度	1,838,889
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	405,136 286,845 286,473 286,473 173,226		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	805,470 287,046 286,674 286,473 173,226

第4表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 258,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 307,000	(補 正 前 に 同 じ)		
河川国庫補助事業費	1,707,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	1,831,000			
防災施設整備事業費	682,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	755,000			
単県道路整備事業費	7,718,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	8,620,000			
単県河川整備事業費	7,777,000	証書借入又は 証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	9,265,000			
単県砂防整備事業費	1,906,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	2,432,000			
単県土地区画整理事業費	343,000	体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の 都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	690,000			
計	20,391,000				23,900,000			

令和 7 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		931,200
	1 港 湾 費	931,200
合 計		931,200

令和 7 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,110,000
	1 港 湾 費	1,110,000
合 計		1,110,000

令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）
令和7年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 320,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,347,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 債		千円 2,294,000	千円 320,000	千円 2,614,000
	1 県 債	2,294,000	320,000	2,614,000
歳 入 合 計		3,027,525	320,000	3,347,525

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 2,996,545	千円 320,000	千円 3,316,545
	1 工 鉱 業 費	2,996,545	320,000	3,316,545
歳 出 合 計		3,027,525	320,000	3,347,525

第2表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円	(補 正 前 に 同 じ)		
	2,294,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			2,614,000			

令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「470,961千円」を「830,961千円」に、「78,657千円及び」を「131,295千円、」に、「392,304千円」を「339,666千円」に改め、「339,666千円」の次に「及び繰越工事資金360,000千円」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	3,924,165千円	1,158,000千円	5,082,165千円
第1項 企 業 債	1,240,201千円	579,000千円	1,819,201千円
第4項 負 担 金	672,200千円	579,000千円	1,251,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,755,126千円	1,158,000千円	5,913,126千円
第1項 建設改良費	4,230,096千円	1,158,000千円	5,388,096千円
（企業債）			

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額「459,000千円」を「1,038,000千円」に、「1,240,201千円」を「1,819,201千円」に改める。

令和 7 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 事業費	3, 109, 402千円	16千円	3, 109, 418千円
第 2 項 営業外費用	253, 266千円	16千円	253, 282千円

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条の限度額を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和 8 年度	千円 239, 901	令和 8 年度	千円 301, 633

令和 7 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	1,663,235 千円	1,057 千円	1,664,292 千円
第 2 項 医業外費用	14,409 千円	1,057 千円	15,466 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「32,036 千円」を「32,600 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	391,962 千円	23,000 千円	414,962 千円
第 1 項 企 業 債	172,000 千円	15,000 千円	187,000 千円
第 3 項 補 助 金	0 千円	8,000 千円	8,000 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	538,783 千円	23,564 千円	562,347 千円
第 1 項 建設改良費	179,340 千円	23,564 千円	202,904 千円

（積立金の目的外使用）

第 4 条 予算第 5 条に定めた積立金の目的外使用額「32,036 千円」を「32,600 千円」に改める。

（企業債）

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額「172,000 千円」を「187,000 千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務	令和8年度 ～令和10年度	千円 338,535
	年次別内訳	
	令和8年度	111,210
	令和9年度	112,940
	令和10年度	114,385

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,068,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ912,682,686千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		4,661,014	332,733	4,993,747
	1 負担金	3,957,930	332,733	4,290,663
2 国庫支出金		129,655,654	29,568,479	159,224,133
	1 国庫負担金	47,499,809	15,545,460	63,045,269
	2 国庫補助金	78,310,334	14,023,019	92,333,353
3 繰入金		59,647,279	1,790,051	61,437,330
	1 基金繰入金	59,433,020	1,790,051	61,223,071
4 繰越金		557,232	132,524	689,756
	1 繰越金	557,232	132,524	689,756
5 諸収入		59,016,819	5,769	59,022,588
	1 雑入	7,583,945	5,769	7,589,714
6 県債		85,288,000	18,239,000	103,527,000
	1 県債	85,288,000	18,239,000	103,527,000
歳入合計		862,614,130	50,068,556	912,682,686

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 衛 生 費		61,663,560	27,000	61,690,560
	1 公衆衛生費	47,043,823	27,000	47,070,823
2 農 水 産 業 林 費		70,085,216	6,387,535	76,472,751
	1 農 業 費	19,269,475	1,499,350	20,768,825
	2 畜 産 業 費	3,496,071	19,930	3,516,001
	3 農 地 費	25,121,767	504,150	25,625,917
	4 林 業 費	16,266,546	4,280,127	20,546,673
	5 水 産 業 費	5,931,357	83,978	6,015,335
3 土 木 費		97,920,729	10,087,537	108,008,266
	1 河川海岸費	30,410,179	9,820,261	40,230,440
	2 港 湾 費	6,956,186	237,276	7,193,462
	3 都市計画費	8,947,459	30,000	8,977,459
4 教 育 費		150,301,167	351,786	150,652,953
	1 大 学 費	1,540,727	348,000	1,888,727

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 保健体育費	2,593,586	3,786	2,597,372
5 災害復旧費		20,220,037	33,214,698	53,434,735
	1 民生災害復旧費		1,328,718	1,328,718
	2 農林水産業災害復旧費	7,837,512	7,407,064	15,244,576
	3 商工災害復旧費	109,436	15,066	124,502
	4 土木災害復旧費	11,665,148	24,285,500	35,950,648
	5 教育災害復旧費	368,280	178,350	546,630
歳 出 合 計		862,614,130	50,068,556	912,682,686

第2表 債務負担行為補正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
1 警察関係業務	令和8年度	千円 14,112
2 熊本武道館改修整備事業 熊 本 市	令和8年度	8,833
3 県営農地等災害復旧事業	令和8年度 ～令和9年度	1,680,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	1,120,000 560,000

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
福 祉 施 設 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	千円 411,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	40,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。）	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
耕 地 現 年 災 害 復 旧 事 業 費	10,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	15,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	476,000			

2 変 更								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農地防災国庫補助事業費	258,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	387,600			
治山国庫補助事業費	2,973,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	4,320,000			
河川国庫補助事業費	1,707,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	1,748,000			
砂防国庫補助事業費	2,424,000	その他	し方式で	元金均等償還、	3,325,000			
耕地災害現年発生国庫補助事業費	126,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	347,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	8,123,000			
単県農地防災事業費	40,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	240,000			
単県道路整備事業費	7,718,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	9,076,000			
単県河川整備事業費	7,777,000	行を含む。) (その他)	った後に	還をなし、又	11,036,600			
単県砂防整備事業費	1,906,000	工事その他	おいては、	は借換えをす	3,822,000			
単県港湾整備事業費	736,000	の都合により、	当該見直	ることができ	938,000			
県立大学整備事業費	124,000	一部又は全部	し後の利	率)	342,000			
漁港現年発生単県災害復旧事業費	2,000	を翌年度以降			22,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	1,239,000	に繰り下げて			1,391,000			
教育施設現年発生単県災害復旧事業費	39,000	借り入れるこ			44,000			
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						
計	27,398,000				45,161,000			

熊本県告示第744号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、令和7年（2025年）10月15日に特定農業用ため池として次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

ため池データベース コード番号	特定農業用ため池 の名称	所在地
432150193	友の迫2池	熊本県天草市本渡町本泉字友の迫
432150272	開キ池2	熊本県天草市五和町城河原一丁目字門
432150295	深迫	熊本県天草市河浦町今田字深迫
432150435	川池	熊本県天草市新和町碓石字川池
432150448	上平山	熊本県天草市栖本町馬場

熊本県告示第745号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により令和3年（2021年）1月26日熊本県告示第82号（特定農業用ため池の指定）で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

ため池データベース コード番号	特定農業用ため池 の名称	所在地
433670063	中谷ため池2	熊本県玉名郡南関町関下字鍋川
433670067	大阪ため池	熊本県玉名郡南関町関下字中山

熊本県告示第746号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
- 熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達
- 2 入札参加資格
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
- 熊本県出納局管理調達課管理班
- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
- 公告の日から令和7年（2025年）11月7日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続
- (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第747号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
- 熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達
- 2 入札参加資格
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
- 熊本県出納局管理調達課管理班
- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
- 公告の日から令和7年（2025年）11月7日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
- (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）10月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	大津植木線	合志市野々島字大坪 3732番1地先から 合志市野々島字永田 3682番21地先まで	148.0	広域連携 交付金 (道路改築)

- 2 供用を開始する期日
- 令和7年（2025年）10月24日

熊本県告示第749号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中村医院	上天草市大矢野町登立14158	令和7年（2025年）7月31日
横山医院	球磨郡多良木町黒肥地1596	令和7年（2025年）7月31日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
森歯科医院	宇土市古保里町陣道443	令和7年（2025年）7月31日
村上歯科医院	宇土市栄町162	令和7年（2025年）8月29日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
とみた薬局塩屋店	八代市本町4-8-1	令和7年（2025年）6月30日
ステップ薬局 広安店	上益城郡益城町惣領1429-6	令和7年（2025年）7月31日
木山調剤薬局登立店	上天草市大矢野町登立14158-17	令和7年（2025年）7月31日
有限会社宮原調剤薬局	八代郡氷川町宮原694-10	令和7年（2025年）8月30日

熊本県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

（医科）

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
前田内科・循環器 内科医院 八代市鏡町下有佐 178	名 称		令和7年（2025年）8月1日
	前田内科医院	前田内科・循環器内科医院	
阿蘇ハートクリニック 阿蘇市小里249-2	坂梨ハートクリニック	阿蘇ハートクリニック	令和7年（2025年）9月1日

熊本県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
天草まつもとクリニック	天草市南新町7-1	令和7年（2025年）9月1日
はやしクリニック	球磨郡多良木町黒肥地1596番地1	令和7年（2025年）8月1日
弓削クリニック・合志	合志市竹迫2287-1	令和7年（2025年）10月1日
佐々木メンタルクリニック	上益城郡嘉島町北甘木2257番8	令和7年（2025年）10月1日

(歯科)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
森歯科医院	宇土市古保里町443	令和7年（2025年）8月1日

(薬局)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
木山薬局 南新町店	天草市南新町7番地19	令和7年（2025年）9月1日
アロハ薬局 氷川店	八代郡氷川町宮原690番1	令和7年（2025年）9月1日

公 告

熊本県公告第621号

次の農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたため、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 農地の所在等
- | 所在及び地番 | | 地目 | 面積（㎡） |
|-----------------|--|----|-------|
| 阿蘇市内牧字東中無田1689番 | | 田 | 1,883 |
- 2 利用権の内容等
- | 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|-----|-----------------|------|--------------|
| 利用権 | 令和8年（2026年）2月1日 | 5年 | 127,195円 |
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 公益財団法人熊本県農業公社 理事長 下田 安幸
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 4 当該農地の所有者等の情報
- 登記名義人に係る情報がなく、所有者を確認することができない。
- 5 補償金の支払の方法
- 利用権の始期までに熊本地方法務局に借賃に相当する補償金を供託する。
- 6 その他
- 農地の所有者等は、熊本地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

熊本県公告第622号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字鹿水2410番1及び同2411番2
1, 286.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市新開町1895番地34
株式会社LUC K

熊本県公告第623号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字鹿水2403番1、同2405番1、同2406番1及び同2407番1
1, 774.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市中央区薬院三丁目16番27号
ビジネス・ワンホールディングス株式会社

熊本県公告第624号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字上長塚4958番9の一部
288.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼2158番地1ウッドフォレストマンションA201号
藤田 拓哉

熊本県公告第625号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
園田 満男	人吉市	人吉市上田代町字馬越2334番ほか10筆
- 2 認可年月日
令和7年（2025年）10月14日

熊本県公告第626号
山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。
令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	皆本 正一	山鹿市山鹿908番地2の1
理事	船津 康雄	山鹿市坂田2266番地

理事	池尻 和則	山鹿市西牧950番地
理事	宮崎 邦博	山鹿市下吉田855番地
理事	松永 義光	山鹿市城1026番地
理事	友枝 圭介	山鹿市津留3390番地
理事	尾形 清昭	山鹿市蒲生1837番地
理事	齊藤 登	山鹿市方保田1744番地1
理事	稲葉 光義	山鹿市鹿央町広3537番地
理事	梅原 義春	山鹿市鹿央町合里4371番地
理事	有働 辰喜	山鹿市鹿央町合里5567番地2
理事	富田 幸也	山鹿市鹿本町津袋175番地
理事	垂水 尚登	山鹿市鹿本町御宇田1960番地1
理事	谷 秀則	山鹿市鹿本町梶屋227番地
理事	小林 博臣	山鹿市菊鹿町上永野549番地4
理事	田中 修	山鹿市菊鹿町木野2823番地
理事	隈部 誠一	山鹿市鹿本町中川917番地
監事	森 文尋	山鹿市寺島1285番地
監事	富田 英二	山鹿市鹿央町持松2315番地
監事	津留 浩徳	山鹿市鹿本町石渕4番地
監事	木村 三洋	熊本市北区植木町米塚431番地9
就任		
理事	皆本 正一	山鹿市山鹿908番地2の1
理事	星子 俊郎	山鹿市長坂638番地
理事	池尻 和則	山鹿市西牧950番地
理事	池田 久雄	山鹿市石1837番地
理事	中村 義光	山鹿市城4697番地
理事	三浦 一水	山鹿市津留2222番地1
理事	尾形 清昭	山鹿市蒲生1837番地
理事	石村 洋輔	山鹿市藤井1897番地
理事	稲葉 光義	山鹿市鹿央町広3537番地
理事	梅原 義春	山鹿市鹿央町合里4371番地
理事	有働 辰喜	山鹿市鹿央町合里5567番地2
理事	佐藤 栄治	山鹿市鹿本町庄231番地
理事	垂水 尚登	山鹿市鹿本町御宇田1960番地1
理事	隈部 誠一	山鹿市鹿本町中川917番地
理事	井上 俊博	山鹿市菊鹿町下永野1231番地
理事	菊川 輝久	山鹿市菊鹿町松尾2162番地1
理事	一法師 照幸	山鹿市菊鹿町矢谷691番地1
理事	川崎 智子	山鹿市南島25番地
理事	大木 恵美子	山鹿市鹿本町来民1020番地10
監事	渕上 一幸	山鹿市久原5510番地
監事	城 眞也	山鹿市鹿央町持松2227番地
監事	有働 功一	山鹿市菊鹿町太田363番地
監事	木村 三洋	熊本市北区植木町米塚431番地9

熊本県公告第627号
玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	田成 修一	玉名郡長洲町大字高浜1216番地1

熊本県公告第628号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
城山 千鶴子	人吉市	農蘇 正順	人吉市	人吉市井ノ口町字薄原631－1ほか4筆
城山 千鶴子	人吉市	山下 清美	山江村	人吉市上原田町字牛塚字牛塚338
城山 千鶴子	人吉市	向岩 大輔	人吉市	人吉市上原田町字牛塚字出ノ坂23－1ほか1筆
東 賢次	熊本市	東 憲孝	人吉市	人吉市東漆田町字椎貝1874－1ほか1筆
上村 サトノ （亡）上村 清春	人吉市	上村 伸也	人吉市	人吉市下漆田町字宮ノ前3105ほか1筆
山下 悦子	人吉市	尾方 広海	人吉市	人吉市中神町字馬場字九反田639－1
上野 弘起 （亡）上野 至	人吉市	上野 政和	人吉市	人吉市下原田町字上野字口ノ坪678

2 認可年月日

令和7年（2025年）10月15日

熊本県公告第629号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により益城台地西土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 組合の名称 益城台地西土地区画整理組合
- 2 変更前の事業施行期間 平成21年（2009年）8月25日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 変更後の事業施行期間 平成21年（2009年）8月25日から
令和10年（2028年）3月31日まで
- 4 施行地区 熊本県上益城郡益城町大字広崎字松山西の全部並びに同所字立古閑、同所字梨木、同所字府内、同所字松山峠、同所字大野久保の一部
- 5 組合の事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町大字広崎1345番地2
- 6 組合の設立認可の年月日 平成21年（2009年）8月25日
- 7 変更認可の年月日 令和7年（2025年）10月15日

熊本県公告第630号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達役務の名称
熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班（熊本県庁行政棟新館9階）

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービス要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (5) 調達役務の利用期間
令和8年（2026）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで
- (6) 納入場所
要求仕様書のとおり。
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本調達役務に要する回線使用料の総額とする（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）11月7日（金）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 別紙「機能等証明書について」で示す機能等証明願に提供しようとする通信回線サービスの仕様を示す書類を添付し、令和7年（2025年）11月14日（金）午

- 後5時までに、1(2)の発注・契約担当部局へ提出し、審査を受け、要求仕様書の内容を満たすことの証明(「機能等証明書」による。)を受けた者であること。
- (5) 電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書
ウ 2(5)の電気通信事業者であることを証明する書類
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)11月28日(金)午後3時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)11月28日(金)午後3時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)12月11日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)12月10日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年(2025年)12月11日(木)午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)12月10日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達役務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達役務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（要求仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of the procured items:
Communication service for the main line of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture
- (2) Date and Place for tender:
Date: 10:00 a.m. December 11, 2025
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
System Reformation Division, Digital Innovation Bureau, Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
(9th floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第631号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達役務の名称
熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班（熊本県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービス要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (5) 調達役務の利用期間
令和8年（2026年）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで
- (6) 納入場所
要求仕様書のとおり。
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

- 塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本調達役務に要する回線使用料の総額とする（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）11月7日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 別紙「機能等証明書について」で示す機能等証明願に提供しようとする通信回線サービスの仕様を示す書類を添付し、令和7年（2025年）11月14日（金）午後5時までに、1(2)の発注・契約担当部局へ提出し、審査を受け、要求仕様書の内容を満たすことの証明（「機能等証明書」による。）を受けた者であること。
- (5) 電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書
ウ 2(5)の電気通信事業者であることを証明する書類
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参に

より提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年（2025年）11月28日（金）午後3時まで

(4) 提出先

1 (3) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）11月28日（金）午後3時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）12月11日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）12月10日（水）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年（2025年）12月11日（木）午前10時

(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）12月10日（水）（必着）までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付ににおいては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達役務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達役務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1 (3) の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容に

ついて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（要求仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of the procured items:

Communication service for the branch line (inside Kumamoto prefecture) of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture

(2) Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. December 11, 2025
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
System Reformation Division, Digital Innovation Bureau, Department of
Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
(9th floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第632号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 宇城市小川町江頭432番地の1
- 2 築造者の氏名 有限会社沢村建設
- 3 道路の位置 宇城市小川町西北小川字溝越475番1及び同480番6
- 4 道路の幅員 6.04メートルから6.16メートルまで
- 5 道路の延長 81.86メートル
- 6 指定年月日 令和7年（2025年）10月14日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第76号

熊本県公告第633号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）10月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(1) のぞみエナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
主たる事務所の所在地 東京都港区芝五丁目29番19号PMO田町IV8階
(2) 球磨風力発電合同会社
代表者の氏名 代表社員 のぞみエナジー株式会社
職務執行者 ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
主たる事務所の所在地 熊本県球磨郡球磨村一勝地420番地5
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 （仮称）球磨村風力発電事業
(2) 種類 風力発電所設置事業（陸上）
(3) 規模 風力発電所の設備の出力：最大55,900kw
風力発電機の基数：最大13基（単機出力：最大4,300kw）
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県球磨郡球磨村及び葦北郡芦北町
- 4 公聴会の開催を予定する日時及び場所
(1) 日時 令和7年（2025年）11月26日（水）午前10時から正午まで
場所 石の交流館やまなみ（熊本県球磨郡球磨村一勝地乙22番地4）
(2) 日時 令和7年（2025年）11月26日（水）午後2時から午後4時まで
場所 大野地区構造改善センター（熊本県葦北郡芦北町大野51番地1）
- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項
「（仮称）球磨村風力発電事業環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和7年（2025年）11月12日（水）まで（必着）に、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電子申請のいずれかにより次に掲げる事項を記載（別紙様式を参照のこと。）し、公述を申し出るものとする。
(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる

- 事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。)
- (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 電子メールアドレス (電子メール又は電子申請により申し出る場合)
 - (4) 対象事業の名称
 - (5) 公述を希望する会場
 - (6) 公述記録の公表の希望の有無
 - (7) 公述の方法
 - (8) 環境の保全の見地からの意見の要旨 (日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)
- 7 公述の申出先
- (1) 郵送
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」と朱書すること。
 - (2) ファクシミリ
096-387-7612
 - (3) 電子メール
kankyouhouzen@pref.kumamoto.lg.jp
 - (4) 電子申請
<https://logoform.jp/form/x4b6/1261021>
- 8 公述に関する注意事項
- (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。(その場合において、あらかじめ公述人に通知する。)
 - (3) 公述時間 (公述人が意見を述べる時間) については、一人につき10分程度を予定している。(公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。)
 - (4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - (5) 議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、意見の要旨を県の職員に読み上げさせるものとする。
 - (6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
 - (7) 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 9 傍聴について
- 傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 10 開催の中止等について
- 前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
- 11 問合せ先
- 熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

1 公述申出者

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

電子メールアドレス(電子申請及び電子メール申請の場合のみ記載)

※公述申出者の住所、氏名、ふりがな、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせするために必要ですので、必ず記載してください。法人等の団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする方の氏名及び職名を記載してください。

※記載いただいた情報は、公聴会の開催のためにのみ使用します。公聴会では公述番号でお呼びしますので、他の公述人や傍聴人等に明らかにするものではありません。

2 対象事業の名称 「(仮称)球磨村風力発電事業」

3 公述を希望する会場 いずれかに○を付けてください。

() 石の交流館やまなみ(日時：令和7年11月26日(水)午前10時～正午)

() 大野地区構造改善センター

(日時：令和7年11月26日(水)午後2時～午後4時)

4 公述記録の公表について

令和7年4月以降、県では本公聴会の公述人の方の意向に応じ、公述いただいた意見を記載した公述の記録を県ホームページに掲載しています。

あなたの公述記録を県ホームページに掲載することを希望しますか。

下表のどちらかに「○」を記入してください。

希望する		希望しない	
------	--	-------	--

※掲載時は、熊本県情報公開条例第7条各号に該当する公述人の氏名や公述内容における個人情報や希少な動植物の生息場所等に該当する部分は非公開とします。

5 公述の方法① いずれかに○を付けてください。

☐ 会場で公述

※公述時間は一人10分程度を予定

☐ 県の職員による要旨の代読

【理由】

例：通院のため、家族の介護のため

※公聴会は、原則として「会場で公述」していただくものですが、健康上の理由その他の理由により自ら陳述できない場合は、意見の要旨を県の職員が読み上げることができます。

6 公述の方法②

会場で公述を希望する場合は、公述方法について下表のいずれかに「○」を記入してください。

口頭のみ		プロジェクター使用※ (パソコンは公述人持参)		説明資料を 会場内で掲示※	
------	--	----------------------------	--	------------------	--

※1 プロジェクター使用又は説明資料掲示を行う場合は、そのデータ等を開催2日前（休日の場合はそれ以前の平日）までに環境保全課へ提出してください。

また、説明スライド(パワーポイント等)や説明資料(模造紙等に記載したもの)は、公述する環境保全の見地からの意見に係るものに限り使用することができます。

公述にあたり、その他必要なことがあれば事務局へ事前に連絡をお願いします。

7 意見の要旨 次のページに御記載ください。

- ・準備書に係る環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。
- ・公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。

提出期限 令和7年（2025年）11月12日（水）必着

意見の要旨

[illegible]

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄や用紙を追加してください。

登 載 依 頼

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 6 号

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 0 月 2 4 日

熊 本 県 知 事 木 村 敬

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 (昭 和 3 9 年 熊 本 県 電 気 事 業 管 理 規 程 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る。

第 9 1 条 第 1 項 第 4 号 中 「 3 0 万 円 」 を 「 5 0 万 円 」 に 改 め る。

第 9 5 条 第 5 項 第 6 号 ア 中 「 1 0 0 万 円 」 を 「 2 0 0 万 円 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 し 、 令 和 7 年 1 0 月 1 日 か ら 適 用 す る。